

11月26日に開かれた衆議院憲法審査会。自民党と公明党、維新の会は、国民投票法改定案の採決と、憲法改正案の議論を求める主張を行いました。CM規制や最低投票率の規定がないなどの国民投票法の欠陥を放置したままでの採決など論外です。いま必要なのは、学問の自由を侵す学術会議への人事介入や安倍前首相による「桜を見る会」での虚偽答弁などの問題を徹底究明することです。同時に、「第3波」と言われる新型コロナウイルス感染症の拡大のもとで、国民のいのちと暮らし、中小商工業者や農漁民等の営業と生業を守ることが求められます。



菅首相による
「戦争する国づくり」
は許さない

憲法「改正」ではなく、

いのちと暮らしを守れ

学術会議への軍事研究の押しつけ許すな

菅首相は、日本学術会議会員の任命拒否の理由も示さず、撤回もしないもとの、学術会議に対して軍事研究につながる「安全保障技術研究」の検討を押し付けようとしています。学術会議は1949年、科学者が戦争に動員された戦前の反省の上になんて、「学問の自由」を確保し、人類の平和のために努力することを宣言して発足。「軍事目的のための研究は行わない」との立場を明確にしています。菅首相の対応は、学術会議法に明記された独立性を乱暴に踏みこむものであり、学問の自由や国民の思想・信条の自由を侵害するものです。「学術会議の任命拒否は撤回せよ」「学術会議に軍事研究を押しつけるな」の声を上げましょう。

軍事費削ってコロナ対策にまわせ

「敵国にやられる前にやっしまえ」とミサイル基地等を攻撃・破壊してしまう敵基地攻撃は、憲法違反、国際法違反の先制攻撃です。判断を間違えれば、全面戦争となります。国民のいのちを脅かす敵基地攻撃能力の保有を許してはなりません。

来年度の概算要求の軍事費は5兆4800億円と史上最高です。これに、洋上でのミサイル防衛や敵基地攻撃能力を加えれば軍事費は青天井です。いま必要なのは、「第3波」のコロナ禍のもと、PCR検査の抜本拡充、医療や保健所の体制確保であり、財政支援が不可欠です。年末を迎えるなか、飲食業者等への自粛要請にも補償が必要です。「軍事費削ってコロナ対策にまわせ」の声を上げましょう。